

林道橋点検委託業務

仕 様 書

茅部郡森町

第1条 業務目的

定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るため、林道橋の効率的な維持管理等に必要な措置を特定するための情報を得ることを目的とする。

第2条 計画準備

計画準備は、業務計画書作成、現地踏査、実施計画書作成、関係機関との協議資料作成等を行う。

1 業務計画書の作成

受託者は業務計画書を作成し、監督職員に提出する。業務計画書には次の事項を記載する。

- (1) 調査等業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 調査等業務工程
- (4) 調査等業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の内容、部数
- (7) 使用する主な基準及び図書
- (8) 使用機械の種類、名称及び性能
- (9) 連絡体制(緊急時を含む。)
- (10) その他監督職員が必要と認めたもの

2 現地踏査

現地点検に先立って現地踏査を行い、林道橋の変状(劣化・損傷等)程度を把握する他、林道橋の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録(写真撮影含む。)し、実施計画書作成に必要な情報を得るものとする。

3 実施計画書の作成

受託者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をした上、実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。また、実施計画書には次の事項を記載するものとする。

- (1) 業務内容
- (2) 対象林道橋位置図
- (3) 現地踏査の調査記録
- (4) 業務実施方針〔定期点検方法〕
- (5) 実施体制
- (6) 実施工程表

- (7) 仮設備計画
 - (8) 使用建設機械
 - (9) 安全管理計画(交通規制を含む。)
 - (10) 環境対策
 - (11) 連絡体制(緊急時含む。)
 - (12) その他監督職員が必要と認めたもの
- 4 関係機関協議書の作成
- 定期点検を実施するため、関係機関(河川及び道路管理者等)との協議に必要な資料の収集及び協議書の作成を行う。

第3条 現地点検

現地点検は、近接目視により以下の内容にて行うものとする。また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。

なお、対象林道橋毎に必要な情報が得られるよう、点検する部材に応じて、適切な項目を選定して点検を実施しなければならない。

1 現況写真の撮影

現況写真は、対象林道橋の全景、路面、路下等の現地状況写真を径間毎に撮影し記録する。なお、対象林道橋毎に必要な情報が得られるよう、点検する部位、部材に応じて、適切な項目を選定して点検を実施しなければならない。

2 損傷調査

損傷調査は、対象林道橋の損傷状況を調査し、損傷の種類、規模を把握する。

3 野帳記入

野帳記入は、対象林道橋の損傷状況を調査し、損傷の種類、規模を記録する。

4 損傷写真の撮影

損傷写真は、損傷調査で把握された代表的な損傷の写真を点検項目、部材毎に撮影し記録する。

また、点検項目以外の部材や損傷であっても、損傷が大規模な場合は撮影する。

第4条 定期点検調査帳票の作成

定期点検調査帳票は、「林道施設長寿命化対策マニュアル(林野庁整備課)」(以下「対策マニュアル」という。)付録-4 点検結果記入要領に基づき以下のとおり作成する。

1 現況写真の整理

現況写真の整理は、対象林道橋の全景、路面、路下等の現地状況写真を径間毎に整理する。

2 損傷写真の整理

損傷写真整理は、把握された代表的な損傷の写真などを径間毎に整理する。

3 損傷図の作成

損傷図は、対象林道橋の部位・部材の損傷の種類・程度や箇所などを径間毎に整理し、上部工、下部工、路面毎に作成する。

4 損傷程度の評価

損傷程度の評価は、管理区分毎の評価基準に基づいて、部位毎、損傷の種類毎に評価する。

(1) 予防保全型点検の損傷程度の評価は、対策マニュアル(付録 -1.1 「損傷評価基準」(予防保全型点検))に基づいて、部材毎、損傷種類毎に評価する。

(2) 一般管理型点検の損傷程度の評価は、対策マニュアル(付録 - 12 「損傷評価基準」(一般管理型点検))に基づいて、部材毎、損傷種類毎に評価する。

5 対策区分の判定

対策区分の判定は、林道橋の損傷状況を把握したうえで、構造上の部材区分あるいは部位毎、損傷種類毎の対策区分について、対策マニュアル(付録-2 対策区分判定要領(予防保全型点検))に基づき判定を行う。

6 健全性の評価

健全性の評価は、部材単位ならびに橋単位で行うものとする。部材単位の評価は対策マニュアル第2章第10節の「表2 -10 健全性の判定区分」及び、橋単位の評価は、対策マニュアル第2章第10節の「10-1 部材単位の健全性の診断」を参照し、行うものとする。

7 定期点検調査帳票の記入

定期点検調査帳票の記入は、点検により確認した損傷程度を記入することとし、全ての部材番号について径間毎に対策区分の評価結果、健全度の評価結果などを記入する。

第5条 報告書の作成

定期点検業務の成果として、作成した資料や定期点検調査帳票等の取りまとめを行う。